

お引越にはいろいろな手続きが必要！

新生活へのお手続き

ガスや水道、電気、インターネット回線など必要な手続きはいろいろ。
方法と時期をチェックして簡単な手続きスケジュールをつくっておきましょう。

□ 水道・ガス・電気

お引越の約1週間前までに、領収証や検針票に書いてある営業所に電話し移転を伝える。引越当日は、停止の処理と精算に係員が来るので現金を用意する。また、新居でのガスの開栓は立ち会いが必要なので早目に連絡を。

□ NHK ☎0120-151515

はさみ込みのハガキを出すか、お引越の1週間前までに電話し、引越日・新住所を伝える。または、WEBサイトからの手続き。

□ 電話

116番に電話し、現在の電話番号とそれを止める日、新しい住所と使用開始日を伝える。携帯電話も住所変更の申請が必要。

□ クレジットカード

カードの裏に記載の電話番号に連絡するか、WEBサイトから手続き。

□ 郵便物転送

最寄りの郵便局にある転居届のハガキに必要事項を記入し、投函。または、WEBから申し込む。引越から1年間有効。

□ 銀行

引越前の支店の口座は残し住所変更だけするか、口座ごと最寄りの支店に移すという手続きが一般的。

□ ゆうちょ銀行

全国どの郵便局でも住所変更の手続きが可能。通帳、届出印、身分を証明できるものを持参。

□ 生命保険・損害保険

営業所に電話をかけ保険証券の記号・番号と新住所を伝える。

□ 不動産登記の住所変更

土地・建物を所有している場合は、法務局支局または、出張所で、登記簿甲区(所有者側)の住所変更手続きをする。届出には申請書、転居先住民票(住居を証明するもの)、印鑑(認印)が必要。代書または代理人に依頼する場合は、委任状が必要です。

□ 株券の住所変更

最寄りの証券会社または株券所有の会社に連絡。

□ 火災保険・地震保険(建物・家財)

引越前に、加入している保険会社(または代理店)へ連絡。保険契約に係わる変更手続きが必要。この手続きをしないと保険金が支払われないことがあるので要注意。

□ 転出届(住民票)

引越日の14日前から受付開始。印鑑持参で窓口まで。転出届は郵送でも可能。

□ 転入届(住民票)

引越後、住み始めてから受付。引越日から14日以内に転出証明書と印鑑を持参。

□ 印鑑登録

転出届が受理された時点で自動的に消滅。引越先の役所で新たに登録が必要。

□ 国民健康保険

転出時、転入時ともに手続きが必要。転出時は14日前から当日までに印鑑と保険証を、転入時は14日以内に印鑑を持参。

□ 国民年金

転入時に指定の窓口で年金手帳と印鑑を持参。

□ 公立の小中学校の転校

引越前の学校の在学証明書と教科書受給証明書を持参。引越先の役所の教育課に印鑑とともに提出。

□ 公立の高等学校の転校の手続き

都道府県によって異なるので、転居先の都道府県・教育委員会へ確認。

□ 児童手当の手続き

転出の手続き

- ①市区町村役所の児童手当担当窓口へ印鑑を持参し、児童手当受給事由消滅届を提出。
- ②転入手続きに必要な、前年度住民税の課税証明書、または所得証明書を発行してもらう。

転入の手続き

- ①転入届をすませてから、児童手当認定申請書を提出。印鑑、住民税課税証明書、厚生年金、国民年金の記号・番号、振込銀行口座番号が必要。
- ②東京都では、児童育成手当の制度があるので、転入の際、内容について問い合わせる。

□ 保健所の手続き

乳幼児健康審査(3~4ヵ月・1歳6ヵ月・3歳児)・予防接種は、転入届を提出すると市区町村役所により自動的に保健所へ連絡。案内通知が届く。(念のため転居先保健所へ電話連絡)

□ 母子手帳の手続き

転入の手続き

市区町村役所の衛生部(課)へ、母子手帳を持参し住所を変更。

まずは必要な手続きに☑を！

- 一般的な手続き
- 保険などの手続き
- 役所で必要な手続き
- 該当する場合に必要な手続き
- 自動車関連の手続き

□ 運転免許証

引越先の運転免許試験場または所轄の警察に届け出が必要。免許証と新住所を確認できるものを持参。

□ 自動車の登録

引越先の運輸支局または自動車検査登録事務所に必要書類(下記)を提出し申請。申請時には自動車の持ち込みが必要。同じ運輸支局または自動車検査登録事務所管轄内での引越なら、自動車の持ち込みは不要。

[必要書類]

車検証・住民票・引越後の車庫証明・変更登録申請書・自動車検査証記入申請書(ディーラー等で購入)・手数料納付書(運輸支局または自動車検査登録事務所で入手可)

□ 自動車の登録(軽自動車の場合)

管轄は軽自動車検査協会。引越前の廃車手続きは不要。引越先の検査協会へナンバープレート(または自動車)と、車検証、新住民票、印鑑を持参。

□ 軽二輪車(126~250cc)

ナンバープレートと必要書類(下記)、印鑑を新住所の運輸支局に持参。同じ運輸支局内での引越なら、ナンバープレートは不要。

[必要書類]

軽二輪車届出済証・新住民票・自動車賠償責任保険証

□ 原動機付自転車(50~125cc)

引越前の役所にナンバープレート、標識交付証明書、印鑑を持参し、廃車証明書を発行してもらう。引越先の役所には、廃車証明書と印鑑、新住所を確認できるものを持参し、新しい標識交付証明書とナンバーを発行してもらう。

□ 車庫証明

引越先の警察署に行き、申請書に必要事項を記入して提出。本人名義の家に駐車場所がある場合は印鑑証明と印鑑を持参。親名義の家や借車庫の場合は、自動車保管場所使用承諾書も必要。